

端末購入サポート規約 (2018年11月1日現在)

株式会社NTTドコモ(以下「当社」といいます。))は、「端末購入サポート規約」(以下「本規約」といいます。))に基づき、お客様が当社指定の携帯電話機(スマートフォン、タブレットその他の通信端末を含み、以下同じとします。))を購入される際の購入代金のうち、当社が定める金額(以下「割引金額」といいます。))を当社が負担する制度(以下「本制度」といいます。))を適用します。

お客様は、本制度のご利用を希望される場合、本規約に同意いただく必要があります。本規約に同意いただけない場合、本制度をご利用いただくことはできません。

なお、本規約に使用する用語の定義は特段の定めがない限りXiサービス契約約款又はFOMAサービス契約約款に定めるとおりとします。

(本制度の内容)

第1条 本制度の内容は次のとおりとします。

(1) 本制度の対象となる携帯電話機:

当社が本制度の対象として指定した携帯電話機及びその付属品

(2) 本制度の対象となるお客様:

Xiサービス契約約款又はFOMAサービス契約約款に定めるところにより、当社とXi契約又はFOMA契約を締結しているお客様、Xi契約又はFOMA契約を新たに当社と締結するお客様。ただし、一部携帯電話機において、本制度の対象を、当社が指定した特定のお客様のみに限定する場合があります。

(3) 割引金額:

対象となる携帯電話機の機種毎に、当社が別に定める金額とします。なお、お客様がご購入される携帯電話機の販売価格が割引金額に満たない場合は、本制度をご利用いただくことはできません。

(4) 規定利用期間:

携帯電話機の購入日の翌月から起算して12ヶ月間

(5) 本制度の適用:

当社は、お客様が本制度を利用時にご指定いただいたXiサービス契約約款、FOMAサービス回線(以下「指定回線」といいます。))にて、携帯電話機の区分ごとに定める以下の適用条件全てを満たすことを条件に本制度を適用するものとします。

契約回線	携帯電話機の区分	適用条件
Xiサービス回線	スマートフォン	①、⑤、⑦
	タブレット	②、⑤、⑦
	ドコモケータイ	④、⑦
	データ通信製品	③、⑤、⑦
FOMAサービス回線	ドコモケータイ	④、⑤、⑦ 又は ⑥、⑦

① 携帯電話機の購入時に定期契約(カケホーダイプラン(スマホ/タブ)、カケホーダイライトプラン(スマホ/タブ)、シンプルプラン(スマホ)、データプラン(スマホ/タブ)を対象とします。))又は一般契約(カケホーダイプラン(スマホ/タブ)、カケホーダイライトプラン(スマホ/タブ)、シンプルプラン(スマホ)、データプラン(スマホ/タブ)を対象とし、ハータ割引適用の場合に限り。))を契約していること(購入時に契約する場合があります。))

② 携帯電話機の購入時に定期契約(カケホーダイプラン(スマホ/タブ)、カケホーダイライトプラン(スマホ/タブ)、データプラン(スマホ/タブ)を対象とします。))又は一般契約(カケホーダイプラン(スマホ/タブ)、カケホーダイライトプラン(スマホ/タブ)、データプラン(スマホ/タブ)を対象とし、ハータ割引適用の場合に限り。))を契約していること(購入時に契約する場合があります。))

③ 携帯電話機の購入時に定期契約(データプラン(ルーター))又は一般契約(データプラン(ルーター))を対象とし、ハータ割引適用の場合に限り。))を契約していること(購入時に契約する場合があります。))

④ 携帯電話機の購入時に定期契約(カケホーダイプラン(ケータイ)、カケホーダイライトプラン(ケータイ)、シンプルプラン(ケータイ))又は一般契約(カケホーダイプラン(ケータイ)、カケホーダイライトプラン(ケータイ)、シンプルプラン(ケータイ))を対象とし、ハータ割引適用の場合に限り。))を契約していること(購入時に契約する場合があります。))

⑤ 携帯電話機の購入時及び規定利用期間を超えるときまで、データ定額パック(以下「パケットパック」といいます。))又はデータ定額共有(以下「シェアオプション」といいます。))を契約していること(購入時に契約する場合があります。))

⑥ 携帯電話機の購入時及び規定利用期間を超えるときまで、基本使用料割引サービス(ファミ割MAX50、ひとりでも割50、ビジネス割50、ビジネスセーバー、(新)いちねん割引、ハータ割引)のいずれかを契約していること

⑦ 購入いただいた携帯電話機を、規定利用期間を超えるときまで、継続して利用すること

(本制度の利用申込み)

第2条 お客様が本制度のご利用を希望される場合、当社所定のお申込みが必要となり、当社がお客様からのお申込みを承諾したとき、本規約にもとづく本制度に係る契約(以下「端末購入サポート契約」といいます。))が成立するものとします。

2. 当社は、お客様からのお申込みが以下の何れかの事項に該当する場合については承諾しません。

(1) 本制度の対象外である場合

(2) お客様が本規約に同意いただけない場合

(3) お申込み内容に虚偽の記載等がある場合

(4) お客様が本規約に違反し、又は違反するおそれがある場合

(5) 指定回線に係る料金その他債務の支払が現に怠り、又は怠るおそれがある場合

(6) 規定利用期間の利用をする意思がないと判断される場合

(7) その他当社の業務遂行上支障がある場合

(端末購入サポート契約の解除)

第3条 当社は、規定利用期間満了までの期間中に、指定回線において次の各号の何れかの事象が発生した場合、端末購入サポート契約を解除します。この場合、お客様は割引金額の全部又は一部を当社に返還するものとします。なお、返還額(以下「端末購入サポート解除料」といいます。))は当社

が別に定めます。

- (1) 新たに携帯電話機をご購入された場合
 - (2) Xi契約からFOMA契約、又はFOMA契約からXi契約に契約変更された場合
 - (3) 携帯電話機の購入日から100日を経過する前にその携帯電話機のSIMロック解除手続きをされた場合
 - (4) Xi契約又はFOMA契約が終了した場合又は電話番号保管された場合
 - (5) 第1条第5号①、②、③、④それぞれに定めるプラン以外のプランに変更又は変更予約された場合
 - (6) パケットパック、シェアオプション(*)又は基本使用料割引サービスのいずれの契約も解約又は解約予約された場合
※Xi機種(ドコモケータイ)をご購入の場合を除きます。
 - (7) 規定利用期間満了月にパケットパック、シェアオプション又は基本使用料割引サービスの解約予約がされ、規定利用期間満了時に解約された場合
 - (8) 当社がお申込み承諾後において、前条第2項(第7号を除く)に該当することが判明した場合
2. 前項の規定は、本制度の対象となっているお客様の携帯電話機が火災、風水害、盗難等により滅失、毀損した場合その他携帯電話機を使用できないこととなった理由にかかわらず適用されるものとします。
3. 端末購入サポート解除料は、原則、当社の営業窓口でお支払いいただき、指定回線のご利用料金と同一の請求書にて返還請求を行います。また、指定回線の解約によって端末購入サポート解除料が発生する場合、指定回線のご利用料金と同一(※解約お手続き日が1日の場合は前月ご利用分)の請求書にて返還請求となります。
4. お客様は、端末購入サポート解除料について、当社が別途定める支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合を乗じた額を延滞利息として支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合には、この限りではありません。
5. 端末購入サポート解除料についてお支払いがない場合には、本制度による割引の適用を受けた携帯電話機がネットワーク利用制限の対象となる場合がございます。

(債権譲渡)

第4条 お客様(当社が別に指定する方を除きます。))は、当社が端末購入サポート解除料に係る債権を、当社が定める第三者(以下「請求事業者」といいます。))に譲渡することを承諾していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、お客様への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

2. お客様は、当社が前項の規定に基づき請求事業者へ債権を譲渡する場合において、氏名、住所、指定回線の電話番号及び本制度の利用に関する情報ならびに金融機関の口座番号およびクレジットカードのカード番号等(請求事業者が料金を回収するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限ります。))を当社が請求事業者へ提供する場合がありますことあらかじめ同意するものとします。

3. お客様は、当社が第1項の規定に基づき請求事業者へ譲渡した債権に係る情報(請求事業者への支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。))を請求事業者が当社に提供する場合がありますことあらかじめ同意するものとします。

(指定回線の名義変更)

第5条 Xiサービス契約約款又はFOMAサービス契約約款に定めるところにより、お客様が指定回線の名義変更手続きを行った場合、本規約上のお客様の債権債務についても、名義変更後の指定回線契約者に引き継がれるものとします。

(反社会的勢力の排除)

第6条 お客様は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- (1) 自ら(法人その他の団体にあっては、自らの役員を含みます。))が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者(以下総称して「暴力団員等」といいます。))であること。
 - (2) お客様が法人その他の団体の場合にあっては、暴力団員等が経営を支配していると思われる関係を有すること。
 - (3) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると思われる関係を有すること。
 - (5) お客様が法人その他の団体の場合にあっては、自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. お客様は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。

(本規約の変更)

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(本規約の変更)

第7条 当社は、当社が適当と判断する方法によりお客様に通知又は周知することにより、本規約又は本制度の内容の一部若しくは全部を変更できるものとし、この場合、変更日以降は変更後の本規約又は本制度の内容が適用されるものとします。

(合意管轄)

第8条 お客様と当社との間で本規約又は本制度に関して訴訟の必要が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。